

必要書類一覧

「表Ⅰ(続柄)」及び「表Ⅱ(収入)」を参照し、該当するものを提出してください。

表Ⅰ (続柄)	調査対象者	世帯	必要書類	
	配偶者	同居/別居	・収入を証明する書類(「表Ⅱ(収入)」を参照)	
	子、父母、 孫、祖父母、 兄弟姉妹	同居	・収入を証明する書類(「表Ⅱ(収入)」を参照)	
		別居	・収入を証明する書類(「表Ⅱ(収入)」を参照) ・送金証明書類(直近6ヶ月分) ・住民票(続柄入り)	
上記以外 (義父母、甥姪等)	同居	・収入を証明する書類(「表Ⅱ(収入)」を参照) ・住民票(続柄入り)		

※別居
同一敷地内の別棟や二世帯住宅は別居とみなしますので、別居の場合の書類が必要です。
ただし、単身赴任(会社都合の別居)の場合は同居とみなします。

表Ⅱ (収入)	収入状況		必要書類
	収入あり	給与所得者	・給与明細書コピー(直近3か月分) ※年金収入がある場合は年金改定通知書コピー(令和元年6月分)も提出 ※給与・年金以外にも収入がある場合は平成30年(平成30年1月～12月)分確定申告書一式コピーも提出
		自営業等	・平成30年分確定申告書一式(申告書、収支内訳書/青色申告決算書)コピー ※平成30年1月～12月の収入を申告したもの ※年金収入がある場合は年金改定通知書コピー(令和元年6月分)も提出
		年金受給者	・年金改定通知書コピー又は年金振込通知書コピー(令和元年6月分) ※年金以外にも収入がある場合は平成30年(平成30年1月～12月)分確定申告書一式コピーも提出
		学生	・在学証明書 ・給与明細書コピー(直近3か月分) ※アルバイト以外の収入がある場合は平成30年(平成30年1月～12月)分確定申告書一式コピーも提出
	収入なし	無職	・非課税証明書(所得証明書) ※平成30年1月～12月の収入を証明するもの ※平成31年1月1日以降、海外赴任同行者が帰国した場合は住民票(続柄入り)、「転入」記載ありをご提出下さい。
		学生	・在学証明書 ・非課税証明書(所得証明書) ※非課税証明書は平成30年1月～12月の収入を証明するもの

～必要書類をご準備いただく際は、次のことに注意してください。～

全般

★コピーでご提出いただく書類について

- ◎A4・両面でコピーし、裏紙は使用しないでください。
- ◎給与明細書等コピー提出でかまわないものについて原本を提出された場合でも、提出書類の返却はできません。

★住民票(続柄入り)

- ◎マイナンバーの記載のないものを入手してください。
- ◎被扶養者が住んでいる住所の市区町村役所・役場の市民課等証明書発行窓口にて入手できます。
- ◎年金収入があり、年金改定通知書に現住所の記載がある場合は、住民票の提出を省略することができます。

送金証明

★送金証明書類(直近6ヶ月分)

- ◎送金証明書類は、銀行振込控え、現金書留控え又は通帳コピーを提出してください。
通帳コピーを提出する場合は、通帳の名義(被保険者氏名)がわかるページと6ヶ月分の送金記録が記帳されているページをコピーしてください。
- ◎別居している場合でも次の場合は送金証明書類の提出は不要です。
 - ・施設病院への入所者(施設に入所している証明書を提出してください。)
 - ・単身赴任中の被保険者とは別居であるが、被保険者に扶養されている配偶者と同居している子、父母、兄弟姉妹

収入に関する書類

★給与明細書^コ（直近3か月分）

- ◎対象者の氏名、支給年月、支給額がはっきりとわかるようにコピーしてください。
- ◎給与明細書がない場合は、事業主作成の給与支払証明書を提出してください。
給与支払証明書は当健保ホームページに様式がありますが、事業主指定の様式での提出でも可とします。
ただし、必ず、事業主による証明の印を押してもらうようにしてください。

＜給与の変動が大きく3ヶ月分では年収基準を満たす証明ができない場合＞

- ◎6ヶ月分の給与明細書^コ又は給与支払証明書を提出してください。6ヶ月分でも証明できない場合は、12か月分を提出してください。

＜就労期間が3ヶ月未満の場合＞

- ◎給与明細書^コ（現在手元にある分）に加えて給与支払見込証明書又は雇用契約書^コを提出してください。
給与支払見込証明書を提出する場合は、当健保ホームページに掲載している給与支払証明書の様式に「見込み」と追記し使用してください。当健保様式でなく事業主指定の様式での提出も可としますが、必ず、事業主による証明の印を押してもらうようにしてください。

★確定申告書類一式^コ

- ◎事業を営むために直接的必要な経費の内容を確認しますので、確定申告書類は一式を提出してください。
 - ・確定申告の方… 確定申告書及び収支内訳書
 - ・青色申告の方… 申告書及び収支内訳書及び青色申告決算書

★非課税証明書

- ◎平成31年1月1日時点で被扶養者が住んでいた住所の市区町村役所・役場の税務課等証明書発行窓口にて入手できます。
- ◎平成30年1月～12月の収入を証明するもの（＝最新の証明書）を提出してください。
- ◎証明書は、金額額が記載された書式でご提出ください。
- ◎自治体によって書類の名称や年度の表記が異なります。平成30年1月～12月の期間の収入を証明するものを入手してください。
- ◎非課税証明書記載の住所と現住所が異なる場合は、住民票（続柄入り）も併せて提出してください。
- ◎平成31年1月1日以降、海外赴任に同行している被扶養者が帰国し、その後無職の場合は住民票（続柄入り、「転入」の記載あり）をご提出下さい。

★年金振込通知書^コ又は年金改定通知書^コ

- ◎自宅に郵送されてきた通知書をコピーして提出してください。コピーの際は、A4・両面で、受給者の氏名、住所、受給金額等がはっきりとわかるようにコピーしてください。
- ◎老齢年金、遺族年金、企業年金、個人年金等種類を問わず、年金として受給しているものすべてについて提出してください。
- ◎令和元年6月分（＝最新）の通知書を提出してください。

在学証明

★在学証明書

- ◎被扶養者が在籍している学校（大学、専門学校、予備校等）にて入手できます。
- ◎学生証は在学証明として認められません。必ず、在学証明書を提出してください。

被扶養者調査票の提出には、必ず必要書類の添付が必要です
必要書類を提出されない方は被扶養者として継続することができなくなりますのでご注意ください。